「令和８～９年度　臼杵市「道の駅」基本構想策定業務委託」

公募型プロポーザル実施要領

令和８年１０月

臼杵市秘書・総合政策課

１．業務概要

（１）件名

令和８～９年度　臼杵市「道の駅」基本構想策定業務委託

（２）業務の目的

本市は、多彩な食文化や地域資源を有し、令和３年には「ユネスコ・クリエイティブシティーズネットワーク（ユネスコ創造都市ネットワーク）」の食文化分野において加盟認定を受けているところである。

こうした中、本市では市政運営の指針「リ・スタートうすき」に掲げる「臼杵の産品が集まる地域拠点施設」の整備に向け、正式に「道の駅」としての具体化を目指すこととした。国土交通省が示す「道の駅」第３ステージの方向性を踏まえ、休憩・情報提供・地域連携の機能に加え、産業振興、観光交流、地域コミュニティ、防災など、多機能型の施設整備を図るものである。

本業務は、その第一歩として、本市の現状や上位・関連計画の整理および商圏調査を行い、道の駅が果たすべき役割と基本理念を明確にすることを目的とする。さらに、利用者等のニーズを踏まえた導入機能および施設規模の検討、整備候補地の比較評価、事業手法や管理運営手法の方向性の整理、概算事業費および事業収支の算出等を行い、市民意見等を反映しつつ、臼杵市「道の駅」基本構想を策定するものである。

（３）業務の内容

別紙「令和８～９年度臼杵市「道の駅」基本構想策定業務委託　特記仕様書」のとおり。ただし、契約時における特記仕様書は、契約候補者として選定された事 業者の企画提案内容により、双方で協議し再度作成するものとする。

（４）契約期間

契約締結日から令和１０年3月１０日までとする。

※本業務は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１４条に基づく債務負担行為による契約であり、契約期間は令和８年度から令和９年度までの複数年契約とする。

（５）予算額(提案限度額)

年度	上限金額 （消費税及び地方消費税を含む）
令和８年度（１月～３月）	４，０００，０００円
令和９年度（４月～３月）	１１，０００，０００円
合　計	１５，０００，０００円

（６）日程(実施スケジュール)

項目	期限・時期（予定）
プロポーザル公募開始	令和８年１０月　９日(金)　９時
質問書の提出期限	令和８年１０月２０日(火)１７時必着
質問に対する回答（提出から３日以内）	令和８年１０月２３日(金)１７時まで
参加申込書の提出期限	令和８年１１月　４日(水)１７時必着
企画提案書の提出期限	令和８年１１月１０日(火)１７時必着
第１次審査実施	令和８年１１月１３日(金)

第１次審査結果通知	令和８年１１月１８日(水)
第２次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)	令和８年１１月２６日(木)
選定結果の通知	令和８年１２月　３日(木)

２．参加資格要件

（１)本プロポーザルの参加者（以下｢参加者｣という。）は、次に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。

また、１つの法人又は団体若しくは同一人物が代表者となっている法人等が、重複して複数の参加表明を行った場合、その者の提案は無効とする。なお、本市の競争入札参加資格の有無は問わないものとする。

① 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項又は第２項に規定する者でないこと。地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の１１第１項において準用する第１６７条の４第１項又は第２項に規定するものでないこと。

② 会社法（平成１７年法律第８６号）第４７５条若しくは第６４４条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成１６年法律第７５号）第１８条第１項若しくは第１９条第１項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。

③ 参加申込書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を大分県・本市から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

④ 暴力団関係者（臼杵市暴力団排除条例（平成２３年臼杵市条例第２号）第６条第１ 号に規定する暴力団関係者をいう。）又はその支配を受けた者でないこと。

⑤ 税金等を滞納している者でないこと。

⑥ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

⑦ 過去１０年間(平成２８年度から令和７年度まで)に、「道の駅」基本構想又は「道の駅」基本計画の策定関連業務の受託実績を有する者であること。ただし、「道の駅」基本構想又は「道の駅」基本計画の策定全体の実績であり、アンケート調査、印刷など業務の一部のみの実績は認めない。

⑧ 過去１０年間（平成２８年度から令和７年度まで）に、「道の駅」基本構想又は「道の駅」基本計画の策定関連業務の管理技術者としての実績を有する者を配置できること。

⑨ 本業務に配置する管理技術者は、技術士(総合技術監理部門又は建設部門：都市及び地方計画)、又は RCCM(都市計画及び地方計画)の資格を有する者であること。

３．失格要件

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

（１)提出書類に虚偽の記載を行うこと。

（２)候補者選定終了までの間に、他の提案事業者に自らの提案内容を故意に開示し、又は他の提案事業者と提案内容等について相談を行うこと。

（３)候補者審査委員会の委員に対し、委員であることを知りつつ、直接・間接を問わず接触を求めること。

（４）正当な理由なくヒアリング・プレゼンテーションに応じなかった場合。
（５）その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

４．質疑応答等

（１）提出

質問がある場合は、質問書（様式１）を使用し電子メールにて本市担当者へ提出すること。質問書の最終提出期限は、令和８年１０月２０日（火）１７時までとする。

（２）回答

質問に対する回答は、質問書を受付けてから３日以内に電子メールにて行う。

（３）その他

電子メールにて質問書を提出した場合は、送信後、本市担当者に電話にて受信確認を行うこと。

５．参加表明手続き

（１）提出

本プロポーザルに参加を希望する場合は、次にあげる書類を令和８年１１月４日（水）１７時までに、持参または郵送（必着）にて各１部提出すること。

① 参加申込書（様式２）
② 会社概要（様式４）
③ 業務実績書（様式６）
④ 業務体制調書（様式７）
⑤ 財務諸表類（貸借対照表及び損益計算書の写し）：直近２年分

（２）参加表明の辞退

参加表明の手続きをしたものの、事業者の都合により参加を辞退する場合は、辞退届（様式５）を持参または郵送にて提出すること。

６．企画提案書の作成・提出

（１）提出

参加表明の手続きをした事業者は、次にあげる書類を令和８年１１月１０日（火）１７時までに、持参または郵送（必着）にて必要部数提出すること。

① 企画提案書提出届（様式３）：企画提案書の正本の鑑とすること。
② 企画提案書（任意様式）：正本１部、副本９部
・Ａ４判３０頁以内の両面印刷とし、文字サイズは 10.5 ポイント以上とすること。内容は特記仕様書にある業務内容等を具体的に記載すること。
③ 見積書（様式任意）：
・見積書は任意様式とし、代表者印を押印すること。消費税及び地方消費税額を除いた価格及び税込み価格が記載されていること。
・本業務は債務負担行為による２カ年事業であるため、見積書は以下の３点をセットで提出すること。
ア）令和８年度（初年度）分の見積書（1 枚）
イ）令和９年度（次年度）分の見積書（1 枚）

ウ）上記２カ年を合算した総額の見積書（1 枚）

・可能な限り項目別に示すこと。

７．審査概要・評価基準の点数配分

企画提案書の内容審査、およびヒアリング・プレゼンテーションを実施し、次の項目について評価する。

なお、審査は２段階で行い、提案書に基づく「第１次審査」（配点：7割）において、得点率６割以上の基準に達した事業者を選定する。これを通過した事業者によるヒアリング・プレゼンテーションにて「第２次審査」を実施する。

【第１次審査】（配点：７０点）

（１）企画・技術に関する事項(配点：４０点)

① 趣旨の理解

② 提案の内容

③ 業務の実現性

（２）価格に関する事項(配点：１０点)

費用対効果

（３）実績に関する事項(配点：１０点)

業務実績

（４）事業者の実施体制に関する事項(配点：１０点)

業務実施体制

【第２次審査】（配点：３０点）

（１）プレゼンテーション及びヒアリングに関する事項(配点：３０点)

① 趣旨の理解

② 提案内容

③ 業務の実現性

８．ヒアリング・プレゼンテーション(第２次審査)の実施

（１）審査

提出された企画提案書をもとにヒアリング・プレゼンテーションを実施し、委員会において評価が最も優れている事業者を選定する。なお、参加者が４者以上の場合には、第１次審査の結果により、ヒアリング・プレゼンテーションを実施する事業者を３者以内に絞り込む。

（２）実施日・場所

ヒアリング・プレゼンテーション(第２次審査)の実施日は、令和８年１１月２６日(木)（予定）とする。

（３）実施内容

企画提案書をもとに口頭説明を２０分、質疑応答を１０分とする。

① 実施時間、場所等詳細については電子メールにて別途通知する。

② 正当な理由なくプレゼンテーションに応じない、指定した時間に遅れた場合は失格とする。

③ 提出した企画提案書と著しく異なった内容の説明を行った場合は大幅な減点とする。

９．候補者の決定等

（１）第１次審査および第２次審査の合計得点により順位付けを行い、最高得点の事業者を第１優先候補者とする。

（２）結果については全参加事業者に対して書面で通知するとともに、第１優先候補者決定後、市のホームページ等で公表する。

（３）臼杵市秘書･総合政策課は､決定した第１優先候補者と契約に向けた交渉を行うものとする。ただし、同候補者との交渉が不調に終わった場合は、次の順位の候補者と交渉を行い、最終的に交渉が成立した事業者と契約を締結する。

10．その他必要な事項

（１）企画提案書の作成・提出等一切の経費は、参加者の負担とする。また、提出された書類は返却しない。

（２）提出期限後の企画提案書の再提出、差し替え及び追加は認めない。

（３）１事業者につき１提案とし、複数提案は禁止とする。

（４）参加を表明した事業者が１者のみの場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たしている場合は、その事業者を契約候補者として選定し、契約に関する協議を行い合意した後に随意契約により委託契約を締結する。

（５）審査及び選定結果に関する質問や異議は一切受け付けないものとする。

11．連絡先・提出先

質問書等を提出する際の連絡先、および参加表明書等の提出先は下記のとおりとする。

【連絡先・提出先】

〒８７５－８５０１
大分県臼杵市大字臼杵７２番１
臼杵市役所　秘書・総合政策課未来プロジェクト室　（担当：岩本）
電話：０９７２－７２－１０６７（ダイヤルイン）
電子メール：kikaku@city.usuki.oita.jp